（国民健康保険税に関する経過措置）

第十条　新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第六項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定の適用については、平成二十三年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月から八月までの間の」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額と同年の四月から八月までの間における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2　平成二十三年度及び平成二十四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算額に計上された金額」とする。

3　平成二十五年度における特別会計に関する法律附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新法第四十一条第二項及び第三百二十四条第五項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「第三百十七条の二第一項から第五項まで」とあるのは「第三百十七条の二第一項から第四項まで」と、新法第三百二十四条第五項中「同条第七項若しくは第八項」とあるのは「同条第六項若しくは第七項」とする。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十五条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の三中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に改め、「、同条第八項」及び「、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と」を削る。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項、第十三条第五項及び第十九条第二項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「新法」を「地方税法」に改める。

（放送法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条のうち地方税法第三百四十九条の三第九項の改正規定中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に改める。

附則第十九条中地方税法附則第十一条第十四項の改正規定を削る。

附則第十九条中地方税法附則第十五条の改正規定を次のように改める。

附則第十五条第十一項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改める。

（国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中地方税法等の一部を改正する法律第一条の改正規定及び同法附則第一条の改正規定を削る。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二第二項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）」に改める。

（郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条　郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち地方税法附則第十五条第四十項の改正規定及び第十条のうち同法附則第十五条第四十項の改正規定中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第二十九項」に改める。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令

所得税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十五号

所得税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。